

平成27年度
第二回宮崎市景観審議会
議 事 録

日 時 平成28年3月30日(水)
14:00～16:50

場 所 宮崎市保健所1階 研修室B

平成27年度 第一回宮崎市景観審議会

1. 審議会の日時及び場所

日 時 平成28年3月30日(水) 14:00～16:50

場 所 宮崎市保健所1階 研修室B

2. 出席委員

第1号委員 北川 義男
松竹 昭彦
前田 省子
石川 千佳子
藤元 良一
田村 恵理子

第2号委員 日高 実枝
青山 桂子
南部 恵
渡辺 吏

第3号委員 高橋 信尋

第4号委員 沓掛 孝

特別委員 平岡 直樹
岡崎 礼子
水間 京子
松田 慎介

3. 欠席委員

第1号委員 出口 近士
菊池 克頼

第4号委員 谷口 幸雄

4. 議案

議案① 違反是正指導要綱の策定について

議案② 屋外広告物の規制の一部見直しについて

5. 報告

報告① 県庁5号館（景観重要構造物）について

報告② 景観研究報告

6. 審議の経過及び結果の概要

次項以降、審議会議事録のとおり

司会 只今より平成27年度第二回宮崎市景観審議会を開催いたします。
それでは最初に都市整備部長より委員の皆様にあい拶申し上げます。

部長 <部長挨拶>

司会 ありがとうございます。
それでは審議に入ります前にご報告いたします。只今の委員出席が定数の過半数を超えておりますので、本会議が成立しますことをご報告申し上げます。
続きまして資料の確認をさせていただきます。
(冊数説明)
資料の不足等ございませんでしょうか。ありがとうございます。

会長 では、これから審議に入っていきたいと思います。本会議の議事録署名委員につきましては、今回は〇〇委員と〇〇委員にお願いしたいと思いますが、お二人ともよろしいでしょうか。

各委員 <了解の声>

会長 それでは、審議に入りたいと思います。諮問書については、平成28年2月29日付けで宮崎市長から届いております。
では早速、議案「違反是正指導要綱の策定について」事務局の方からご説明をよろしくをお願いします。

事務局 <事務局説明>

会長 「違反是正指導要綱の策定について」の説明をしていただきました。ここまでで何か質問はございますか。

委員 17ページのところですが、違反発見から違反事実を公表するまでの期間を教えてください。

事務局 違反発見後、すぐに是正指導を行った後、督促までの期間は約3ヶ月です。督促から催告までは約2ヶ月です。その後の指導の間隔は約2ヶ月毎と考えております。

会長 確認ですが、最初の指導から督促までが3ヶ月、督促から催告までが2ヶ月、その後のプロセスは2ヶ月毎ということでしょうか。

事務局 そうです。1つ1つのプロセス毎に是正計画書の提出を求めることにしております。2ヶ月後までのどのような対応をするのかの是正計画書を提出してもらおうと考えていますので、催告以降のプロセスは2ヶ月毎と考えております。

委員 看板は長い時間が経つと持ち主がいなくなる場合がありますが、そういった場合はどのような対応されるのかを教えてください。持ち主がいなくなり、長時間経った看板は非常に危ない状況になるものもありますので、お願いします。

事務局 原則、持ち主を探して対応することになります。しかし、言われるとおりの広告業者も倒産し、広告主側も倒産しているということはあります。看板が放置しておくことと市民の生命に危険が及ぶという状況であれば、行政代執行しかないと考えます。

会長 この件に関して、他に意見のある方はいますか。

委員 私も17ページについてお聞きしたいことがあります。違反発見とありますが、市民がこの看板は違反と気づいた際の連絡窓口はどうなっているのかを教えてください。

事務局 景観課に情報提供いただければ対応します。景観課でも2人、職員が外回りをしておりますが、発見できない違反広告物もありますのでよろしく申し上げます。また、他の広告業者からも違反広告物の情報を提供いただいております。

会長 この件に関して、他に意見のある方はいますか。

委員 屋外広告物条例の中に「屋外広告物の基準」と「屋外広告業の基準」があると思うのですが、どちらの是正の対象にも「屋外広告業者」が入っています。これは2段階で広告業者の指導をするということでしょうか。

事務局 屋外広告物条例に広告物の管理責任は広告主と管理者にあると明記されているのですが、この広告主には、実際に広告を出している一般企業になることもあれば、広告媒体を一般企業に貸して、広告主としては広告業者になるというケースも非常に多くありますので、分かりやすくするために、広告業者も明記しました。

委員 関連してもう1点質問があります。ということは広告業者が一番のネックということでしょうか。広告業の登録をしていない業者に対する指導基準もあるようですので、広告業者に対する指導強化を目的として今回、この要綱を定めようとしているのでしょうか？

事務局 まず、未登録の広告業者が広告業を行っているケースですが、非常に少ないです。なぜかと言いますと、他の登録業者が未登録業者を許さないので本市にすぐ通報があるからです。通報があった際は宮崎県と合同で指導に行くことになります。実際に未登録業者を指導したケースはこの4年間、1、2件しかありません。なので、ほぼ未登録業者はありません。ただ、広告業者が最初に許可を得ずに、もしくは規制を確認せずに基準に合わない広告を設置するケースがあるために、このようなことをなくすことを目的としています。広告業者が最も嫌がるのは、広告主からクレームが来ることです。あと、営業を停めることは直接的なダメージにつながると考えています。この2つで違反広告物の減少に非常に効果があがると思います。ただ、この問題は、広告主が広告業者に早急に看板を出すようにプレッシャーを掛けているというのがありますので、広告主にも併せて周知していきたいと考えています。

会長 他に何か意見のある方はいますか。

委員 これは違反を是正していく趣旨のものだと思いますが、これに異論があるものではありません。2つお聞きしたいことがあります。1つは、平成20年度の屋外広告物実態調査で申請率38.5%だったものが平成27年3月末には79.5%まで回復したことには一定評価ができると思います。ここまで回復させるために各種施策をされたとのことですが、どのような施策をされたのかを教えてください。2つ目は、1つ目の質問に関連してなのですが、申請勸奨をしていた際、ただ手続きをするようにという指導をしていただけなのか。宮崎の景観をより良くするような取組み、セミナーだったり良い事例の紹介など、何かされていないのか教えてください。罰則プラス宮崎市の景観をより良くする取組みがセットでなされるといいと考えております。

事務局 1つ目のご質問ですが、平成20年当時、申請率38.5%という制度の周知が進んでいなかったのが一番大きな問題だったのですが、そのため基準に合っていない違反広告物が非常に多くありました。そのため、違反広告物を基準に合うようにしなさいと指導したとしても、広告主にそれに対応する体力、資金力があるとも限らないため、違反の是正を約束していただいて、今の広告物に限って許可をするという『特例許可制度』

を設けたことによって、ここまで申請率をあげることができました。次に、2つ目のご質問ですが、現状、屋外広告物の許可申請の審査をするにあたって、デザイン面での指導をするというのは非常に難しいです。あくまでも広告のデザインは広告主のモラルによるもののため、デザインガイドラインを作成しておりまして、本日はお配りしておりませんが、この中でより良い広告物、人に良く見えて周辺に調和した広告物、より良い色使いなどを紹介しています。このガイドラインを広告主や広告業者に配布しておりまして、活用してもらいたいと考えております。また、宮崎市と宮崎県がもちまわりで年1回実施しています屋外広告業者のための屋外広告物講習会の中でもこのガイドラインを紹介しております。

事務局2 補足説明をします。1つ目のご質問に対しては先ほど事務局から説明したとおりなんですけど、2名の職員が市内を巡回し、手続き漏れの広告物があれば広告主に手続きをするように促し、この繰り返しで申請率が向上しております。2つ目のご質問についてですが、景観賞の中に屋外広告物部門というのを設けまして、2年から3年に1回募集を行っております。今年度、景観賞の屋外広告物部門の募集を行っておりまして、60件ちょっとの応募がありまして、結果的に宮崎ブーゲンビリア空港が受賞をされております。このように良い広告物を紹介することで、より良いものを作っていただく方向に持っていきたいと考えております。

会長 ○○委員からご意見のあった屋外広告物のいい部分の紹介というものも、ご説明があったように行っているということかと思えます。

委員 景観賞の中に屋外広告物部門があることは存じ上げておりました。景観賞は周知・啓発の手法としては「待つ」姿勢のものだと思いますので、みんなで勉強したり情報提供したりするような、何か「働きかける」手法のものがないかと思い、お聞きした次第です。

会長 今回の○○委員のご提案は次の段階で非常に重要だと思います。先ほど、事務局からの説明で年1回の屋外広告業者の講習会の中で屋外広告物ガイドラインについて説明しているというのがありましたが、○○委員のご提案の良い事例の紹介などの積極的な働きかけをするのはいいと思います。

委員 宮崎で九広連という九州全体の広告業者の組合員の大会が9月に開催される予定ですが、その中で「宮崎」をテーマにした作品コンペを行います。是非、見に来ていただければと思います。

会長 そういう取組みは非常にいいですね。

委員 そうですね。私も建築の仕事をしていますが、建築と広告は非常に密接な関係にあります。広告には非常に興味がありますので、皆さんで勉強する機会があればありがたいと思います。

会長 ありがとうございます。それから、先ほどご紹介のありました屋外広告物ガイドラインですが、以前貰われた方もいらっしゃるかもしれませんが、貰われてない方もいらっしゃるかもしれませんが、事務局の方から委員の皆さんにお渡ししておくで非常に理解しやすいのではないかと思います。よろしくをお願いします。

事務局 わかりました。

会長 他にご質問等ありますか。ないようですので、引き続きまして、屋外広告業者に係る違反是正指導要綱へのご質問等ありますか。

委員 32ページの処分基準表ですが、営業停止期間を2月以内とか4月以内、6月以内と書かれていますが、2月、4月、6月といったように以内という言葉無くした方が明確ではないかと思います。

会長 今のご意見に対して、事務局の方から何かありますか。

事務局 条例の中で、営業停止ができる期間を6月以内と明記されています。そのため、今回、営業停止期間にそれぞれ「以内」という言葉をつけていますが、ご意見のとおり「以内」という言葉がない方が分かりやすいと思いますので、検討させていただきたいと思います。

会長 そうですね。一度、その部分については事務局で検討いただいて、また審議会を開くのも大変かと思しますので、判断は会長に一任ということでよろしいでしょうか。

各委員 <了解の声>

委員 期間の表示の仕方についても検討していただいていいですか。宮崎市は2月以内（60日）としてますが、浜松市は30日というように日数のみの表示になってますので、どういう表記がいいのか、という点についても検討をお願いします。

会長 わかりました。今のご意見も含めて事務局に検討してもらいたいと思います。他に何かご質問等ありますか。

委員 資料の22ページのところに、違反点数をつけて累積点数に応じた処分をされると記載されていますが、違反点数が全くない業者を表彰するような制度もあるといいのではないかと思います。

会長 それはいいことだと思います。

- 委員 それと、屋外広告物はまちづくりをどのようにしていくか、ということと常に関連してくるので、この点について研究や話し合いを続けていく必要があるのではないかなと思います。
- 会長 研究や話し合いの点については、ご提案ということでいいでしょうか。
- 委員 はい、提案ということで大丈夫です。
- 会長 違反点数がない業者の表彰制度等については、事務局はどのように考えられますか。
- 事務局 今回の是正指導要綱は、条例に基づく公平公正な指導や美しい景観を形成するために策定するものです。優良広告業者の表彰制度などのいいものはいいというように評価する仕組みは大切かと思いますが、基準は守っていただくことが原則ですので、「いい広告物を紹介していく」ことは可能かと思いますが、優良広告業者の表彰は難しいものと考えます。
- 会長 今の〇〇委員からのご意見は、悪いものは悪いと罰するのも大事だけでも、いいものをいいと評価することも大事ということですので、制度としては難しいかもしれませんが、そのことを意識していて欲しいということだと思います。
他に何かご質問等ありますか。
- 委員 先ほど、違反発見から是正指導のステップ毎に要する時間の説明がありましたが、そこまでの時間が必要なのかということと、是正期限等は定めるのかということをお教えてください。
- 事務局 先ほど、是正指導のプロセス毎に是正計画書の提出を求めますということをご説明したと思いますが、是正計画書の中には是正期限は発送の日から3ヶ月以内の日を定めることとすると明記しようと考えております。
- 委員 時間はやはりそこまで必要なんでしょうか。
- 事務局 材料の調達だったり、他のお客さんとの工事の調整であったりということが想定されますので、一定期間がないと対応は難しい現実がありますので少し余裕をもって是正期限は設定したいと考えています。
- 会長 他に何かご質問等ありますか。
- 委員 今日の審議会で仮に承認された後の具体的なスケジュール、いつ頃から施行されるのかということをお教えてください。

事務局 今回、諮問させていただいたものの要綱案はできてはおります。ただまだ調整が必要ですので、課内で検討して、要綱として定めた後、一定の周知期間を設けて施行をしたいと考えております。具体的な施行日はまだ未定ではありますが、なるべく早く施行したいと思います。

委員 議会の承認はいらないんですね。

事務局 処分の内容はすでに条例に盛り込まれていますので、あとはその処分に至るまでの手順等をどのようにするかということになりますので、議会の承認は必要ありません。

会長 ということは要綱については、本審議会の承認があれば良いということですね。

事務局 はい、そうです。

会長 他に何かご質問等ありますか？無いようでしたら、一部、会長に一任のところがありました。それ以外の部分は承認ということで良いでしょうか。

各委員 <了解の声>

会長 では、第一号議案については、「承認」としたいと思います。
2つ目の議案の説明を事務局お願いします。

事務局 <事務局説明>

会長 何か意見のある方はいますか。
何もなければ、第二号議案については「承認」とします。

各委員 <了解の声>